

秋田県レアメタル等リサイクル資源特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

- ① 家電等金属系使用済製品のリサイクルの推進によるレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成
- ② 金属資源の県内への集約と金属資源供給能力向上による県内リサイクル関連産業の振興及び県内における関連産業の雇用創出による県内経済の活性化
- ③ 国内金属資源の安定確保
- ④ 資源循環型社会の構築
- ⑤ 家電等金属系使用済製品の国内における適正リサイクル量の増加
- ⑥ 静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化による経済社会の活力の向上及び持続的発展の実現

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

- ① レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築。

家電4品目以外の家電等金属系使用済製品には、レアメタル、金、銀等の多種多様の金属資源などが含まれているが、その多くが一般廃棄物などとして焼却、埋立処分されているほか、海外に流出し、流出先での不適正処理による健康被害や環境汚染を引き起こしているとの指摘がある。そのため、家電等金属系使用済製品を可能な限り回収・リサイクルすることによるレアメタル等金属資源の安定確保とともに、国外への資源流出の抑制並びに有害物質の拡散抑制、廃棄物の減量化などの資源循環型社会の構築が必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

- ① 廃棄物の広域移動・効率的なリサイクルの推進

使用済電気・電子機器（一般・産業廃棄物）及び産業機械、医療機械、農業機械等（以下「金属系使用済製品」という。）の広域的な収集・運搬や効率的なリサイクルが行われる仕組みの構築を図る。

② 排出自治体等の処分コスト、環境負荷等の低減

排出自治体等から搬出される金属系使用済製品を、現行の処分コストよりも低額で引き取ることができるシステムの導入を図る。

③ 回収金属量の分配システムの導入によるトレーサビリティの確保

金属系使用済製品から回収した金属価値を仮想金属量としてカウントし、特区に搬入した自治体等へ分配、報告することにより、資源循環と有害物管理の両面をコントロールできる仕組みの導入を図る。

④ 循環型社会形成の意識の向上

特区と関わりのある自治体等の環境への取組を評価できる仕組みを導入することにより、自治体や企業等の積極的な関与の促進を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

県外を含めた広域的な収集・運搬及び効率的なリサイクルに関する仕組みの構築についても並行して取り組む。